

平成27年8月25日

平成27年度 第2回 山梨県消費生活審議会 議事録

(山梨県消費者教育推進地域協議会)

日 時 平成27年7月29日(水) 午後2時～3時30分

場 所 山梨県庁本館2階特別会議室

出席者(敬称略)

[委 員] 飯窪委員、今村委員、漆原委員、込山委員、坂本委員、佐藤委員、志村委員、
杉本委員、高村委員、花輪委員、原田委員、舟久保委員、古屋(和)委員、
古屋(三)委員、星委員、松土委員、山本委員、渡辺委員
以上18名(50音順)

[事務局] 企画県民部 渡辺理事

消費生活安全課 杉田課長、丸山総括課長補佐、小林課長補佐、武井副主幹、
萩原主任、三澤主事

県民生活センター 大堀所長、小池主査 以上9名

[オブザーバー] 甲府財務事務所理財課 黒柳課長

傍聴者数 1名

会議次第

1 開 会

2 企画県民部理事挨拶

3 議事

(1) 山梨県消費者基本計画(仮称)について

(2) その他

4 閉 会

【議 事】

(議長) それでは、審議が滞りなく進行できますよう、ご協力をお願いします。

本日の審議事項は、山梨県消費者基本計画(仮称)の策定についてであります。まず、
国における消費者基本計画等について、事務局から説明をお願いします。

事務局から資料1により説明

(議長) ありがとうございました。

今の説明に関しまして、何かご意見、ご質問がございますか。

(委員) 適格消費者団体というのは、もうちょっとわかりやすく説明していただきたい。

(課長) 適格消費者団体を簡単に申し上げますと、例えば、消費者と事業者の間にトラブルがあり、
そのトラブルがあったもの、例えば商品を販売しないとかなどですね、そういうことを是正する

ようなことをするには、通常、消費者が自らやらなければいけないんですが、それを代表して適格消費者団体というのを国が認定しまして、一人ひとりの消費者の代弁をしてもらえような団体を作ります。これが適格消費者団体というもので、今作ろうとしております。消費者の代わりになってそういうことをやっていただく団体ということです。さらに、申し上げますと、それだと止めるだけになる、例えば商品の販売を止めるとか、店頭から撤去するかということだけになってしまいうんですが、今後はさらに進んで、「特定」が頭につく「特定適格消費者団体」というのをさらに作っていきこうと、これは何をするかと言いますと、今の適格消費者団体にさらに今後は賠償まで消費者の代わりにやっていただく。このような団体をさらに作っていきこうというのが、さらにひとつ進んだところでございます。県の弁護士会などが、NPO法人をまず立ち上げて、だいたい2年間ぐらいかけてですね、その団体がやっている活動を見てもらって、公的な活動をしているということ国の方で判断してもらって、適格消費者団体になる。するとさっき言ったような事業というかそういうものが消費者に代わってできる、差し止めの要求というようなもの、そういうものができるようになる。

(委員) 適格消費者団体のハードルというか基準というか、それはかなり低い？高い？

(課長) 高いです。まだ全国に12くらいしかないのです。東京とかにはいくつもあるかもしれません。

(委員) 山梨県内にもそういうものを作っていきこうということですか。

(課長) 国の方はブロックごとにと言っています。山梨県のブロックは関東ブロックで、先ほどにも話がありましたけども、関東ブロックだと、埼玉とか東京にございますが、本県でも弁護士会が中心にその立ち上げを、今、一生懸命やっていたいただいています、県の方もその支援は是非していきたいと思っております。

(委員) 今、ご説明あったようなものが適格消費者団体ですけれども、もうちょっとわかりやすく言うと、広告と実際の契約内容が違う。それっておかしいことなので、本当であればお客さん一人ひとりが業者に文句を言って、返金を求めたりするんですけれども、それって結構手間がかかりますし、請求をしたお客さんは返金されるかもしれないけれど、何も言わなかったお客さんは返ってこない、これから同じように勘違いをして申し込む人が出てくる、そういうことがないように、適格消費者団体というのは、そういう広告とは違う契約の条項を使ってはいけません、という風な差し止めをすることが出来ます。消費者一人ひとりがやるというのは、なかなか大変ですので、そういうのを団体の方へ情報を寄せていただいて、代わりに適格消費者団体の方で不当な契約条項であったりとか、不当な勧誘方法ですね、訪問販売でいつまでも帰らないとか、嘘の説明をするとか、そういうものがあると、そういう方法はやめるようにという差し止め請求をして、応じない場合は裁判をして、変更をさせるということまでできます。そういう団体を、県に一つずつくらいあるといいんではないかということで活動をして、山梨でも作っておりますので、またご興味、ご関心ある方は、言っていただければと思います。

(委員) ちょっと理解できなかったのは、業者対適格消費者団体という形になるとしたら、事案ごとに団体を作るんですか。それとも、既に団体は既定路線であるということですか。

(委員) そうですね。団体は、NPOなり公益社団法人なりで存在をしまして、NPO法人が

多いですけども、NPO法人が適格消費者団体という認定を国の方から受けて、様々な活動をしていくということになります。

(委員)それで、そういう具体的な被害者の事案がでてきたらその団体の支援を受けて、消費者は、悪質業者とは言えないけれど、業者に対抗していく。こういうことですかね。

(委員)そうですね、支援を受けてというか、相談を受けたらその適格消費者団体が当事者として差し止めの請求をしていくということですね。

(委員)当事者だね。そうすると弱小の消費者にとっては頼りがいがあるというか、そういう団体ですね。

(委員)そうですね。個々の消費者の負担というのはかなり減ると思います。

(委員)そうすると、これは、当然、先ほどもいった法人格を持っているからです、運営経費とかそういうのはどういうところから出るんでしょうか。

(委員)基本的には、会員を募集していますので、会員の会費です。

(委員)例えがいいか分からないけれど、分かりやすく言うと大企業に対抗する労働組合みたいな感覚で捉えてよろしいですかね。

(委員)そうですね。

(委員)一労働者ではとても対抗出来ないけれど、組合を作って団体交渉を皆で行っていくという発想でいると分かりやすいですね。

(議長)はい、ありがとうございました。

何か他に、ご意見ご質問ございますでしょうか。

(委員)消費生活センターで、普通は皆さんがそういうことを相談いたしますよね。そういうところで解決できないものが、今、委員が言われたところで解決していただけるということなんですか。

(課長)消費者トラブルの解決方法はいくつかあると思うんですが、まず一番わかりやすいのは県の県民生活センターで消費生活相談をやっていますので、そこであっせんをやってもらって、仲立ちをして、事業者と消費者の間に入って、お互いの話を聞いて、いい方向に持って行く、あっせんと言われることをやっています。それで解決できないものは、第1回の審議会で言ったように、県の条例に基づいて紛争処理委員会というものがございまして、また別の組織なんですけど、そこであっせん・調停というものをやっています。それは、当然、消費者からの申込みがあって、紛争処理委員会で、そういう案件をやると判断して、やるということになります。さらには、県だけでなく、国にも国民生活センターというものがございまして、同じようなことをやっています。さらに、それでもできないことは、多々ありますので、応じなければ裁判ということになります。裁判のやり方は、直接弁護士さんをお願いすることもありますし、先ほど言ったように、適格消費者団体にやってもらうということもあると思います。そうやって解決方法はいくつかあるんですけど、どこからやるかということはないと思うんですけども、一番簡単なのは、県民生活センターに相談する、それで順々にやっていくというのが一番わかりやすいかなと思います。

(議長)よろしいですか。

いろいろ手段はあるということですね。そのなかでどれを選ぶかは当事者が事案に従って

考えるということですね。

他に何かありますか。

次に、山梨県消費者基本計画の概要（案）について、事務局から説明をお願いします。

事務局から資料2により説明

（議長）ありがとうございました。

今の説明に関しまして、何かご意見、ご質問がございますか。

（委員）この基本計画のところは、非常に期待をしておりますし、これまでも要望してきた中身かと思っておりますので、進めていただければと思うんですけども、消費者安全確保地域協議会、見守りネットワークの構築という部分をもう少し、どんなイメージのことを国の方で言っているのかということもお聞きしたい。私は生協の役員ですけども、かなりここ3年間くらいそれぞれの個々の市町村に、特に福祉の担当の課の方にお電話をして、私たちの事業は宅配ですから、一週間に一度組合員さんのところに行きますので、見守り活動ができますが協定なんかいかがでしょうかという問いかけもしているんですけども、それでも応じていただけない。今17の市町村と締結はしたんですけども、なかなか進んでいないところも市町村のなかにはあります。この見守りネットワークの構築っていうところを少しお話いただきたいのと、あと相談窓口も含めて市町村がかなりさまざまな役割を果たしていくのかなと思うんですけども、まだ県内では2つ消費生活センター（甲府市、富士吉田市）、吉田の方は広域ですけども、県なり国からの市町村への働きかけというんですかね、連携っていうところがないと、なかなか小さい町や村だと、観光をやられている方が相談窓口をやっていたり、いろいろな体制整備を含めてなかなか整わないということがあるんじゃないかと思うんですが、そこら辺の連携だとかいうところも、もし何かお考えがあれば、お聞かせいただきたいと思います。

（課長）今2点お話があったかと思えます。1点目ですが、先ほどの（資料2）計画の概要の中央あたりに、「見守りネットワークの構築」、上の方に「消費者安全確保地域協議会の設置」と書いてありますが、地域協議会の設置につきましては、同じことなんですけども、見守りネットワークを法律でちゃんと決めていいですよと書いてありまして、それをするとき協議会という名前を使って委嘱ができることになっています。ここでは、見守りネットワークの構築ということで考えていただきたいと思えますけど、見守りネットワークって何をやっているかということですけども、実際各市町村に行きますとですね、福祉サイドがとにかく中心だと思うんですが、高齢者とか、いろんなリスクが高い人たちの所を見守りということで、訪問したりしています。そういう人たちの見守りの組織が実はもうできていたりするんで、そこに消費者トラブルの観点を入れてもらって、福祉の関係で見守りに行ったときに、消費者の観点で、例えば「変な電話かかってきませんか」とかですね、色んな商品が例えば家の中に積まれていれば、「この商品は何ですか」と聞いてもらうというようなことをやって、まずは何かトラブルがあるかどうかの気づきを見守りをやっていただく方にやっていただく。それで、気付いたら、そこで解決ができませんので、見守りの人たちに今度は市町村とかで

すね、専門の相談員につなげてもらう、こういう相談の体制を作ってもらいたいというのが、見守りネットワークということでございます。今言ったように、実際にどのような人が行っているかという、今一番活動していただいているのは、多分福祉でいうと民生委員さんみたいな方が高齢者の所を回ったり、生活保護の家庭を回ったりということをしていきますので、そういうときに一緒にその人たちにやってもらったり、あるいは、別の機会があれば、同じように聞いてもらえるような、そういうことをやってもらうということです。国の方は何を言っているかという、福祉とかそういう人たちに、既存のネットワークにプラスで、警察なんかも入れてですね、ちゃんとやっていきなさいよと、こうっております。警察の方の支援につきましては、県では、県警にお話をして、警察の方も市町村がやるそういうことについては、協力をしますよ、というところまではいただいております。いまから実際には、市町村とお話をしていかなければいけないのですが、警察の方はそうっており、国でも言っていますし、県の方でも協力していくので、どこまでできるかは今からなのですが、そういう体制を作っていきなさいと。それは市町村ごとに作っていきなさいと考えています。見守りネットワークについては以上です。それ以外に、先ほど委員からお話がありましたように、見守りに協力してくれている方がいっぱいあります。例えば生協の方、生協の今言った宅配みたいなこと行くと新聞がたくさんあると、何かおかしいんじゃないかという通報みたいなものをしてもらうとか、そういうことをちゃんと組織的にやるということを決めていく。協定で一つの組織ごとにやっているということですが、もっと大きくやってもいいんじゃないか、そういうものも含めて考えていただければと思っております。やり方は市町村によって違うと思いますが、実際に見守りは、郵便局はお金をとってやる時代になっていますので、そういうものも活用できるのかもしれませんが、県で考えているのはボランティアでやっていただくということで考えております。そういうものを取り込んで、どこまでできるかというものを市町村で考えていただきたいと思っております。

もう一つ、先ほどの相談体制については、市町村が一生懸命やらないとなかなかできないが、市町村は小さい所が多いということで、県からの連携とか、国からの支援というようなことが必要で、そういうものがなければできないんじゃないかということですが、先ほどもちょっと説明したのですが、財政的には市町村だけでは大変だということもありますけれど、今は国からくる交付金というものを使って、体制整備をしていきたいと思っております。実施自治体が市町村なので、市町村にやってもらうしかないの、なぜやってもらうかということ市町村と話をしながら、働きかけは県の方もやっていく。それで、実際に市町村で、そういうものができれば、県内のネットワークをつくって、市町村間のいろんな情報とか、広域的なトラブル情報の周知みたいなものは県がやっていくと考えております。後方支援的なものやっていきたいなと思っております。これも今から、どういう風にやっていくかというのを考えていかなければならないと思うんですが、市町村の要望なんかを聞きながら考えていきたいと思っております。

(議長) よろしいですか。他に何か、ご意見ご質問ありますか。

(委員) 今日は、基本計画についてということでしたので、今までに、消費者教育推進計画がつけられ、今度は基本計画に取り組むという、これは一歩前進ということで、大変私どもも喜ば

しいこととと思っているんですが、それを立てて行く上にですね、先ほど説明がありました。最も大事なものは、基本的な考え方の中に、今までやってきた消費者行政の実績というのでしょうか、現状はどうなっているんだろうかという問題をまず分析されて、それを土台にしながら、基本計画にもって行かなければならないと思います。私は前から、消費者団体と一緒に、年次ごとに消費者行政について実態調査をしてきた経過がございます。その中で、相談体制、それからいわゆる啓発の面、また、どういう風に市町村が動いているかというようなことも調査をしてきた実態のなかで、先ほどお話しがあったように、全国レベルの中では、山梨の場合はまだまだ下位というような状況で、上位に入っていません。その原因はどこにあるかということ、やっぱり県の政策として、今度は基本計画がつくられれば違っていくと思うんですが、しっかりやっていく、国の政策を完全に市町村が受け止めて、咀嚼しているかということ、消費者行政活性化基金の使い方の調査の結果にもでてますが、ただ啓発をすればいい、それから市民に対して何か資料を配布すればいい、その程度で終わってしまって、一番大事な市民のニーズをどう受け止めていくかという、その相談体制、相談をする相談員の配置ですね、その辺が兼務体制になっていて、専任ではない。単に5万人以上の人口があるからセンターを建てなさい、ということよりも、もっと県が方向を示して、活性化基金を活用して、もう少し専属の人を置いてやるべき。また過去平成23年度か平成25年度には、相談員の養成をいたしましたね、そして、その資格を取った方が、完全に市町村に配置されて相談員体制をつくっているかということ、そうでないような状況がある。市町村がそれを受け止めていかないと、県の政策と市町村の行政のいわゆる一貫性というものをきちんと今度の政策の中に、基本計画の中に盛り込んでいかない限り、国がどのようであろうと、県と市町村の風通しが良くなること、それから、もう一つは、センター機能がきちんと相談体制をとれば、特定された消費者の擁護みたいなものは、あえてなくても、きちっとした県の中に基本計画がつけられ、いろんな審議をする過程を通じて、反映できるようなことが基本計画の中に盛り込まれれば、うまくいくはずで。現状はとても消費者行政が円滑にいと私は受け止めていないので、これからの私たちの意見を皆さんで、十分に出し合いながら、良い基本計画を立てていくようにしていきたいと、このように思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。実態調査の方は、生協連を事務局にしていた当時の調査が平成26年度で終わっていますので、これには全部細かく出ていますので、それらを参考にして、実態を皆さんが、審議会の委員の方にも本当に知っていただいて、市町村の状況は、私が市町村の中で自主的に事業をしたり、委託の事業を受けてみてもですね、なかなか真剣に取り組んでもらえないんです。それで、多様な資格とか能力を持っている団体全部とネットワークを図りながら、消費者行政を進めていこうとしている市町村は少ないです。ですから、その辺の実態をこれから基本計画の中にきちっと、そういった点を、分析していけば、うまくいくんじゃないか、こんな風に思います。

(課長) 今お話があったとおり、今度の県の基本計画については、まず市町村が自らやってもらえないとならない、相談体制については、まさに市町村に積極的にやってもらって、県はどちらかということ支援というか、後押しをしていくということだと思います。それについては、市町村との連携というか事前の話し合いをしっかりと、そういうものを全部聞いてです

ね、それで、計画の方に盛り込んでいきたいと、こういう風に思っています。それから、もう一つ、基金を使って相談体制がなかなか進まなかったということについて、少しだけ申し上げると、委員はよくご存知かと思いますが、先ほど申しましたとおり、センターは1つ、基金を使ってできました、富士吉田市にですね。相談員の配置も富士吉田を入れて、6つの市には相談員が基金を使って配置されています。相談員の配置とセンターの設立は少し違いまして、相談員は週1回でも「相談員はいる」という状況なんです、センターは週4回以上いないとセンターと呼べないという状況なので、センターはまだ2つしかないということです。それから、有資格者については、委員がおっしゃったように、3つ程ある民間資格を取れるような研修をやっておりまして、取った人も何人かは市町村に配置されました。資格を取ってもらっても全ての方が市町村で雇えなかったり、あるいは、資格を取った方が、市町村へ行かなかつたりということがあるため、資格を取った人全てではありませんが、何人かは、市町村の相談員になっていただいているというのが今の実態ということでございます。

(議長)他に何かありますか。

(委員)基本計画ということですが、資料2に「具体的な成果の指標」と「施策・事業を積極的に実施」というかたちで、「PDCAサイクル」とありますが、我々委員は具体的な実施計画の審議までするのか、今のセンターの設置について、5万人以上の市町村が達成率40%とありますが、5年間ですとなると、例えば、来年度笛吹市に設置、次は甲斐市とかそういうような実施計画をもって、そこに財源も必要になってくると思うので、平成28年度予算とかになってくると思うんですけど、そういうものの審議までするのか、基本計画なので、そこまではしないと思いますが、「具体的な成果指標」というと、委員の皆さんが、先ほどの例のような具体的な実施計画の審議があるのか、それとも、基本計画なので流れの方向性というか概略的な計画といえますか、例えば相談員を今年は5人増やす、来年はさらに10人とか、個々に具体的な成果指標というものがあって、計画が100点満点になるのかということになるかと思えます。そういう話もこの審議会のなかでなされるのか、あるいは、基本計画ができれば、あとは内容に沿って、計画については粛々とやっていくという考え方でよろしいのか伺わせていただきます。

(課長)先ほどの、数値目標の話に関係すると思うのですが、委員が言われたとおり、本当は国がやっているように工程表というものを作って、毎年、何年は何人、何年は何人、5年間で何人というのが一番分かりやすいと思います。県はそこまでなかなかできないところがありますので、今考えているのは、5年後にどうなっているかという目標をまず作ろう、ということであり、最後の5年後の数値は出していきたい、それが数値目標かと思えますけれども、そういうことをやっていきたいと考えています。

(委員)基本計画のなかで、5年分の目標数値の最終年が出てくるということによろしいでしょうか。

(課長)そう考えております。それはとてもシビアな話で、一番良いのは100%、当たり前ですけど、5年間で27市町村にセンターができるというと、ほとんどの方がそんなことはできないと思うのですが、そこは現実的に市町村と話をしながら、どこまでできるかというのを話をしながら、実現性を考えながら、すぐにできるというものは一つもないと思うの

- で、そういうものを加味しながら、5年後の数値目標を作っていきたいと考えております。
- (議長) 内容が伴わないものを、無理して作っても意味がない。内容が伴って、平成32年度を最終的な到達目標の期限としようということですね。まだ他にないかありましたらどうぞ。
- (委員) 市町村の実態を知ることに対すれば、一番身近でその市町村の実態を知っているのは、消費生活相談員だと思います。ですから、相談員と我々のような県内の消費者団体が、県の行政とが実際の話を知り合うということ、一昨年、知事と消費者団体と懇談会をさせていただきました。その時にいろいろな話をしたんですよ。こういう条例や基本計画の話もお願いをしたり、市町村からの実情もお話したんですが、今回も市町村の実態と、本当にボランティア活動の中で市町村で消費者教育を進めている団体と、つばさにお話し合う機会を、県の当局とつくる中で、何か問題が抽出されていくんじゃないかという考えも持っています。それから、市町村は、活性化基金があれば消費者行政を進めていけるという意見を持っています。この辺は、財政的な措置というものがつきまとうもので、活性化基金が国からの見通しとして、どの程度確実性があるかどうか、この辺にも問題が出てくるんです。各市町村に活性化基金が配分されている訳ですが、その使途が100%効果的に消費者行政に使われているかどうか、そういった実態も調べる必要があるかと思っています。これからの作業として、そういうような横道をそれるじゃないですが、回り道をする中から、いろいろな課題を抽出していき、計画の中に、数値に到達できうるようなものを作り出して、そうしないと数値だけできれば、それに向かっていけばいいかと言うと、現状に壁があるのに、どうやって破っていけばいいかわからないのに、数値だけ出てもなかなか向こうへ行きませんので、その辺の実態を知るところから、きちんと基本計画の中には、明言化していく必要がありはしないかなと思います。
- (課長) 今のお話は、消費者団体とのお話し合いをちゃんとやらなければいけないというお話だったと思いますが、意見を聞く会、打合せは是非持ちたいと思っています。それから、財源については、交付金、国から来るお金については、何とも言えないところがあります。先ほど、委員から基金についてお話が出ましたが、基金は平成21年度から平成26年度まで、2億8千万円くらい国から来ていまして、平成27年度以降は、交付金にかわっています。市町村の方へは平成27年度で2,300万円くらいを助成しています。先にお話ししなければならなかったですが、基金は、お金を先にもらって、お金を積んでおいてそれを原資にして、仕事ができるもので、先にお金をもらっておきますので、だいたい計画的にできるのですが、通常の予算というのは1年ごとなので、計画通りに進むかどうかお金がこないと分からないというところがあって、先ほど少しお話ししたのはそういうところなんです。今度平成27年度から国から来るお金もですね、先にまとめて来るのではなくてですね、その都度一年ごとに交付金という形で来るということになりますので、そこが少し違うということになります。国に対して要求はするのですが、基金のように、先にまとめてくださいとは言えないので、今年度と同じように、毎年度要望していく。要求は一生懸命やりたいと思っています。
- (議長) 次に、今後のスケジュールについて、事務局から説明をお願いします。

事務局から資料3により説明

(議長) ありがとうございます。

今の説明に関しまして、何かご意見、ご質問がございますか。

(委員) 策定スケジュールの案なのですが、ラフなプランということで、3か月ごとにざっくり切っているのですが、私自身は行政的な視点で見ても、このまま普通に納得してしまうのですが、パブリックコメントについては、募集期間が数週間ありますよね、少なくとも。そのあと、意見が出てきたとしたら内部検討して、庁議等を経ないと計画にはならないと考えると、最終案をパブリックコメントにかける時期は、もう少しスケジュールの前にしたほうがいいと思います。パブリックコメントの数は多くはないのかもしれないけれども、パブリックコメントしてくる人達というのは、比較的意識の高い人達であるということがございまして、そうすると、意識の高い県民の社会通念とすれば、この時期においてはあつて素案の段階なら意見も言えるけれども、最終案が作成されたあとのパブリックコメントだと、パブリックコメントそのものの取扱いというものが、もしかして、形骸化して取り扱っているのではないかと、誤った印象を与えないためにも、若干時期がいかがなものかというようなものを感じました。

(課長) 最終案【注】の前に意見を聞きなさいというお話かと思いますが、県の計画の考え方を言うと、県の計画を出して、それに基づいた意見を聞くというのが今までもやっていたまして、実は、その前に聞く意見は審議会の意見とかですね、県政モニターの意見とか、これが県民の意見の抽出ということになるかと思いますが、それから、先ほど消費者団体の意見を聞くとかそういう個々の意見は、聞くという機会はあつてですね、そういうのをまとめて、計画を作って、大くくりの計画ができたところで、県民皆さんを対象に意見を聞くという、これが県の計画のやり方になっています。もし、その途中で意見を聞く必要があれば、市町村とか消費者団体とかのように、先に教えていただければ、その人達の意見を聞いて、だいたい大くくりにできたところで、県民の皆さんの意見を聞きたいという風に考えております。

【事務局注】資料では、最終案をパブリックコメントにかけるようになっているが、県民の意見を反映しやすいように「素案」の段階で、パブリックコメントを実施する。

(議長) いずれにしても、いろいろなところから意見を集約していくということでしょうけれども、パブリックコメントの時点になるとある程度固まった意見になる訳で、それを是正するというのは、迫力がある意見が出てきてもかえってハードルが高くなっちゃうからというご意見かと思われませんが、今事務局から説明があったように、県政モニターアンケートの実施、この審議会もそうですけどその他もろもろの場所で意見を反映する場所があるから、パブリックコメントに値する場面もありますよと、ということですよ。そこをご理解をということですけども、いかがですか。

(委員) 審議会として、計画策定の進め方で、一般論でおかしいと思われちゃいけないように、十分に県民の意見を反映できるようにする。単に意見を聞く機会をつくったということではなく、

県民の多くの方に理解してもらえる作り方、形、外への出し方というのが必要だということです。配慮していただければと思います。

(課長) 今日の資料は公開になっていますので、県のホームページを見ると全く同じ資料が県民のみなさんが見られるようになっております。どんな意見が出たかというのを、抜粋ですが、意見を言っていたいただいた方の意見は、HP に載ってしまっていて、それについての意見があれば、課へ言っていたらいいようなシステムにはなっています。県民の皆様には、今どういうことをやっているかというのが十分分かるように、周知していき、このスケジュールでさせていただきたいと思っています。

(委員) そういう周知徹底しているというのは、当事者はやっていますが、受け入れ側に伝わってないという意味はないんですね。受け入れ側、つまり県民の多くに、意識の高い人とか関係なく、皆さんに意見を言う場所がありますというのが分かるような、そうすればこのパブリックコメントをこういう形で限定していることの誤解がないと思います。そこをちょっと検討したらいかがですか。ホームページといっても私も見たことありません。どこで見ればいいんですか。

(課長) 県のホームページの「組織から探す」で入っていただくか、「審議会」で検索していただけます。委員の皆様がおっしゃっているように、意識がないと、課のホームページまでいかないですね。「組織から探す」で消費生活安全課というところに入っていただくと、課で行っていることが見られます。

(委員) ホームページは、興味がないと見ないが、そうではなくて、消極的な態度でも目に入ってくるような方策を考えてほしい。

(課長) わかりました。もう一つ、消費生活安全課や県民生活センターで作成している情報誌が17,000部あります。そこで、今こういったことをやっていますよと、載せられるようであれば載せたいと思います。「基本計画を作っていますよ」、「審議会の意見を聞いていますよ」というような情報を、少し検討させていただきます。

(議長) わかりました。貴重なご意見ありがとうございました。

(議長) 最後に、その他事項ですが、皆様何かございますか。

(委員) 5月の第1回審議会において、他の委員から消費者教育の課題などについて、具体性・実効性があった施策を現場にすぐ反映したものとしたい。消費者行政に関する諮問を知事からいただくくらいの勢いでこの審議会を機能していきたいなどの意見がありましたので、本日、基本計画の策定に当たって、意見を述べるよう審議会の役目を仰せつかった訳ですから、前回の委員の意見をしっかりと伝え、早急な施策の実現を図るよう、基本計画策定の前に審議会の意見として、知事に提出したらいかがでしょうか。

(委員作成の資料を各委員に配付)

これが、前回の審議会の意見を私なりにまとめたものです。形式は、これから整えるとして、他に意見があれば、後日、各委員に照会し、意見を取りまとめた上で、次回の審議会までに、お諮りし、知事に提言したらいかがでしょうか。

(議長) 委員から提案がありました、いかがでしょうか。

(委員) 審議会として作るということですか。

(委員) そうです。審議会として具体的にこういうことを考えていますと。

(委員) 意見を統括していただいということですね。良いと思います。

(議長) 私の感想を申し上げますと、自治会で委員を順番でやるということがありますが、委員が何たるかを知らない住民も多い。消費生活相談員という人を市町村に設けたとしても、絵に描いた餅で本人も何をすればいいのか、私は何の為にこの肩書きが付いているのというのが、現状ですから。その辺りの教育をもっと徹底すると、横の連携にもつながっていくし、また意識も変わっていくということを考えています。地域においては、そのような実態です。その点、甲府市と富士吉田市はセンターが設置できたということで、かなり住民の意識も変わっているんじゃないかと思います。次回の審議会に、この辺りについてもまとめたものを提言したいと思います。よろしいですか。

以上で、今日の議事を終了いたします。ご協力ありがとうございました。